

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB医院（以下「事業場」という。）に雇用され、歯科助手として就労していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、事業場内で倒れているところを事業主に発見され、C病院に救急搬送され、「脳出血」と診断された。

請求人は、脳出血を発症したのは、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対し休業補償給付を請求したところ、監督署長は、脳出血は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した脳出血が業務上の事由によるものであると認め

られるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) D医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、同年〇月〇日付けE医師の意見書、同年〇月〇日付けF医師の意見書及び同年〇月〇日付けG医師の意見書を踏まえ、請求人に発症した疾病は「高血圧性脳出血（右被殼出血）」（以下「本件疾病」という。）であり、発症日は平成〇年〇月〇日である旨述べている。

当審査会としても、請求人の症状の経過等に照らすと、D医師の意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、本件疾病を含む脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）に係る業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 本件疾病の発症直前から前日までの間において、請求人が業務上異常な出来事に遭遇したとの事実は認められない。

(4) 請求人の労働時間についてみると、監督署長は、請求人本人が作成した「出勤簿」及び元同僚のHの申述等に基づいて労働時間を算定しており、当審査会としても、監督署長の算定した労働時間は妥当なものであると判断する。

(5) そこで、請求人の本件疾病発症前おおむね1週間の就労状況をみると、決定書理由に説示するとおりであり、当審査会としても、請求人は、特に過重な業務に従事していたとは認められないものと判断する。

(6) 次に、請求人の本件疾病発症前おおむね6か月間の時間外労働時間みると、発症前1か月の時間外労働時間数は45時間33分である。

さらに、請求人は、労働時間以外の負荷要因として、「他の従業員が退職し

て、請求人の負担が増大したこと」、「無資格で歯科医療行為を行ったこと」、「事業主が○の持病を持つことから、事業主の行動に常に注意を払っていたこと」及び「事業場に厚生労働省が指導監査に入ったこと」について主張している。この点、一件記録を精査したところ、従業員○名が退職した事実を踏まえても、上記のとおり、時間外労働時間数からは過重であるとまでの業務量はないといみるのが相当である。「無資格で歯科医療行為を行ったこと」については、請求人が歯科衛生士の行うべき業務に従事した事実は認められるものの、当該業務については、歯科医師のみ許された歯科医業ではなく、また、歯科医師の指導の下、行っていたものと考えられ、当該業務に関する大きなミスやトラブルはなかったと認められる。さらに、「事業主が○の持病を持つことから、事業主の行動に常に注意を払っていたこと」及び「事業場に厚生労働省が指導監査に入ったこと」については、それぞれ一定の負荷があったとは推認し得るものとの、通常業務に際して心身に過重な負荷をもたらすものであったとは言えず、それら全てを総合的に勘案しても、特に過重な身体的、精神的負荷に当たるるまでは評価し得ず、そのほか業務の過重性を評価すべき特段の事情も認められない。

したがって、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、請求人は、発症前の長期間にわたって、特に過重な業務に就労したものとは認められないものと判断する。

(7) 業務以外の要因についてみると、E医師は、要旨、「本件疾病について、若干ではあるが、高血圧・糖尿病を放置していた背景がある。」と述べ、D医師は、要旨、「平成〇年〇月〇日より高血圧の治療を中断していたこと、高度肥満の状態が持続していたことを考慮すると基礎疾患である高血圧と本件疾病には関連性がある。高血圧の治療を中断していた間に脳出血の原因となる脳細小動脈硬化が進行し、その結果、脳血管が破綻し、脳出血を生じたものである。請求人の業務と本件疾病との関連性は考えにくく、むしろ上記理由から、自然歴として発症したものと考えられる。」と述べている。

(8) 以上を総合すると、請求人の本件疾病は、認定基準の対象疾病に該当するものの、「異常な出来事への遭遇」、「短期間の過重業務」及び「長期間の過重業務」のいずれも認められず、また、上記医学的所見からみると、高血圧症が強く推認されるところ、同人の基礎疾患である高血圧症の自然経過による増悪が

決定的な要因となって本件疾病を発症したものとみるのが相当であり、請求人の本件疾病的発症は業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。